

下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)ごとに、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十号)第三十条各号に掲げる職員のうち一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

- 3 基準該当就労継続支援B型事業所は、生活保護法又は社会福祉法に基づき授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

**第百九十二条** 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(工賃の支払)

**第百九十三条** 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

**第百九十四条** 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条第二項、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第七十一条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第八十七条、第九十条、第九十一条、第九十三条から第九十五条まで、第百四十七条(第一項を除く。)、第百四十八条、第百八十一条から第百八十三条まで及び第百八十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百九十二条」と、第二十二條第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十四条において準用する第百四十七条第二項及び第三項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百九十四条において準用する第百

四十七条第二項」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第九百九十四条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九百九十四条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九百九十四条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九百九十四条」と読み替えるものとする。

## 第十三章 共同生活援助

### 第一節 基本方針

**第九百九十五条** 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

**第九百九十六条** 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 利用者の数が三十以下 一人以上
  - ロ 利用者の数が三十一以上 一人に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

**第九百九十七条** 第二百二十七条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第九百九十八条** 第二百二十八条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第四節 運営に関する基準

（家事等）

**第九百九十九条** 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うよう

努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

**第二百条** 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、その従業者により指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

**第二百一条** 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第二百二十九条から第三百三十四条まで、第三百三十六條、第三百三十七條及び第三百三十九条から第四百一条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百一条において準用する第三百三十七條」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第三百三十一條第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第三百三十一條第二項」と、第七十八条第二項第三号中「第六十八條」とあるのは「第二百一条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条において準用する第四百一条第一項の協力医療機関及び第二百一条において準用する第四百一条第二項の協力歯科医療機関」と、第三百三十三條第一項及び第三百三十四條第一項中「第四百二十二條」とあるのは「第二百一条」と読み替えるものとする。

#### 第十四章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

**第二百二条** 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所若しくは指定就労継続支援B型事業所又は指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六十三条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第

七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。) (以下「多機能型事業所」という。) は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が二十人未満である場合は、第八十一条第六項、第四百四十四条第六項及び第七項、第五百四十四条第六項、第六百六十四条第四項及び第五項並びに第七百七十四条第四項(第八百八十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち一人以上は、常勤としなければならない。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。) は、第八十一条第一項第三号及び第七項、第四百四十四条第一項第二号及び第八項、第五百四十四条第一項第三号及び第七項、第六百六十四条第一項第三号及び第六項並びに第七百七十四条第一項第二号及び第五項(これらの規定を第八百八十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち知事が定めるものを一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。

- 一 利用者の数の合計が六十以下 一人以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一人に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

(設備に関する特例)

**第二百三条** 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所の設備について、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼ねることができる。

**第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例**

(従業者の員数に関する特例)

**第二百四条** 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所等」という。)に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第二百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第九百九十六条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、次に定める数
  - イ 利用者の数の合計が三十以下 一人以上

ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一人に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

**第二百五条** 一体型指定共同生活介護事業所等においては、当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計及び入居定員の合計を当該指定共同生活介護事業所又は当該指定共同生活援助事業所の利用者の数及び入居定員とみなして、第二百二十八条(第九十八条において準用する場合を含む。)及び第四百四条(第二百一条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

**第十六章 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例**  
(山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

**第二百六条** 山間のへき地その他の地域で知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて、生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。)(以下「特定基準該当障害福祉サービス」という。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)が、当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関し満たすべき基準は、この章に定めるところによる。

(従業者及びその員数)

**第二百七条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師(特定基準該当生活介護を提供する事業所である場合に限る。) 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護職員(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所である場合に限る。) 一人以上
- 三 理学療法士又は作業療法士(特定基準該当生活介護を提供する事業所のうち利用者に対し日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行うもの又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所である場合に限る。) 一人以上
- 四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数とロに掲げる利用者の数を十で除して得た数との合計数以上
  - イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

五 職業指導員（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所である場合に限る。）

一人以上

六 サービス管理責任者 一人以上

2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項第四号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（管理者）

**第二百八条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

（利用定員）

**第二百九条** 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、十人以上とする。

（準用）

**第二百十条** 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条第二項、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十二条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十八条、第八十四条、第九十二条（第十号を除く。）及び第九十五条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十二条」と、第十七条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十二條第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十五条第二項及び第三項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十七条第二項及び第三項並びに第二百十条第四項において準用する第五百五十八条第二項及び第三項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十五条第二項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十七条第二項並びに第二百十条第四項において準用する第五百五十八条第二項」と、第三十八条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第六十一条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三

月)」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百十条第一項」と、第九十五条中「前条」とあるのは「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十条、第八十五条（第二項を除く。）、第八十六条（第五項を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条及び第九十四条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

3 第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条、第四百四十三条、第四百四十七条（第一項を除く。）、第四百四十八条（第三項を除く。）及び第四百四十九条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

4 第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条、第四百四十八条（第三項を除く。）、第四百四十九条第二項、第五百三十二条及び第五百五十八条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

5 第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条、第四百四十七条（第一項を除く。）、第四百四十八条（第三項を除く。）、第八十一条から第八十三条まで、第八十六条及び第八十九条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第二百十条第一項」と読み替えるものとする。

## 第十七章 雑則

（規則への委任）

**第二百十一条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住

居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

**第二条** 指定共同生活援助事業者（平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第二百二十八条第一項（第九十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

（平成十八年九月三十日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

**第三条** 指定共同生活援助事業者が平成十八年九月三十日において現に存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合における当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第二百二十八条第六項及び第七項（これらの規定を第九十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十六号）第九十九条第二項及び第三項に定めるところによることができる。

（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

**第四条** 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第三百二十五条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第三百二十五条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

- 1 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- 2 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

3 前二項の場合において、第二百二十六条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第四条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する

特例)

**第五条** 当分の間、平成十八年九月三十日において現に存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に規定する精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等についての第二百二十八条（第百九十八条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第二百二十八条第六項中「十人」とあるのは、「三十人」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（知事が定めるものを除く。）を除き、適用しない。

（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）

**第六条** 精神障害者生活訓練施設及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業についての第百五十六条第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）第一条第一号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設（同条の規定の適用を受けるものに限る。）及び指定知的障害者通勤寮については「四人以下」と、同項第一号ロ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者一人当たりの床面積」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設については「四・四平方メートル」と、指定知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

2 整備省令第一条第三号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮についての第百五十六条第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号ロ中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

**第七条** 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、旧精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)、若しくは指定知的障害者通勤寮(それぞれ、平成十八年九月三十日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五十四条第一項、第八十四条第一項(第百四十六条及び第百六十七条第一項において準用する場合を含む。)、第百五十六条第一項又は第百七十六条第一項(第百八十八条において準用する場合を含む。)の多目的室を設けないことができる。

(従たる事業所に関する経過措置)

**第八条** 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年九月三十日において現に存する分場(整備省令第一条第二号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号)第五十一条第一項又は旧知的障害者更生施設等指定基準第六条第一項若しくは第四十七条第一項に規定する分場をいい、それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)として設置する場合については、当分の間、第八十二条第二項(第百四十五条、第百五十五条、第百六十六条第一項、第百七十五条及び第百八十七条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置か

れる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 人員に関する基準（第五条―第八条）
- 第三章 設備に関する基準（第九条・第十条）
- 第四章 運営に関する基準（第十一条―第六十一条）
- 第五章 雑則（第六十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十六条第三項第一号（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 支給決定障害者 法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。
- 三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- 四 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- 五 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該

支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。

六 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の延べ勤務時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

七 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(指定障害者支援施設の一般原則)

第三条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対し施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者)

第四条 法第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

## 第二章 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第五条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合 次のとおりとすること。

イ 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(一)及び(二)に規定する数を合計した数以上とする。

(一) 次に掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者（知事が定める者を除く。(ロ)及び(ハ)において同じ。）の数を六で除した数

(ロ) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(ハ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

- (二) (一イ)の知事が定める者である利用者の数を十で除した数
- (2) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。
- (3) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対し日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合において、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
- (4) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。
- ハ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。） 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- (1) 利用者の数が六十以下 一人以上
- (2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- ニ ロの生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。
- ホ ロの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。
- へ ロの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- ト ハのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 二 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合 次のとおりとするこ  
と。
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数
- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
- (2) 看護職員の数は、一人以上とする。
- (3) 理学療法士又は作業療法士の数は、一人以上とする。
- (4) 生活支援員の数は、一人以上とする。
- ロ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- (1) 利用者の数が六十以下 一人以上
- (2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- ハ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、イ及びロに規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支

援員を一人以上置くものとする。

ニ イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

ホ イの看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ヘ イの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ト ロのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

三 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合 次のとおりとすること。

イ 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

ロ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ハ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、イ中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一人以上とする。

ニ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、イからハまでに規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ホ イ又はハの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ヘ ロのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

四 就労移行支援を行う場合 次のとおりとすること。

イ 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) 職業指導員の数は、一人以上とする。

(3) 生活支援員の数は、一人以上とする。

ロ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

ハ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ニ イからハまでの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に

関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に基づき学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(二) 職業指導員の数は、一人以上とする。

(三) 生活支援員の数は、一人以上とする。

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一人以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ホ イ又は二(1)の職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

へ ロの就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ト ハ又は二(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

五 就労継続支援B型（省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合 次のとおりとすること。

イ 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(2) 職業指導員の数は、一人以上とする。

(3) 生活支援員の数は、一人以上とする。

ロ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ハ イの職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ニ ロのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

六 施設入所支援を行う場合 次のとおりとすること。

イ 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は知事が定める者に対してのみ施設入所支援の提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一人以上とする。

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上